

妊婦歯科健康診査費用の払い戻し（償還払い）をご希望の方へ

里帰り出産等の理由で、**今治市外**の医療機関や歯科医院で妊婦歯科健康診査を受診した場合、健診費用を自費でいったん支払い、その後、今治市に申請することで**公費負担額（4,000円）を上限**として、償還払いを受けることができます。

対象者

- (1) 妊婦歯科健診受診日に**今治市に住民登録のある方**
- (2) 今治市外の医療機関および歯科医院で妊婦歯科健診を受診される方

受診から申請・交付までの流れ

- (1) 今治市外の医療機関および歯科医院で妊婦歯科健診を受診する。
 - 別紙①「歯科医院および医療機関へのお願い」を提出する。
 - 母子手帳の歯科健診のページ（別紙②参照）に結果等を記入してもらい窓口で費用を支払う。

【注意】

妊婦歯科健康診査の実施内容には、治療は含まれません。歯石除去等される場合は、**自己負担となりますのでご注意ください。**

- (2) 申請窓口（今治市中央保健センターまたは各支所）で妊婦歯科健康診査助成申請書を提出する。
- (3) 審査後、決定した金額が後日口座に振り込まれる

申請に必要な書類等

- (1) 領収書の原本
- (2) 診療明細書の原本
 - ※健診医療機関もしくは歯科医院名、健診受診日、妊婦氏名のわかるもの
- (3) 母子手帳の歯科健診のページ（別紙②参照）に健診結果を医療機関が記入したもの（写しても可）
- (4) **未使用**の今治市妊婦歯科健康診査受診票（紛失しないようご注意ください）
- (5) 本人名義の振込先金融機関の通帳等振込口座が確認できるもの

申請期限

出産日（出産に至らなかった場合は受診日）から**1年以内**。早めに申請をお願いします。

※出産日から1年を経過したものについては請求できませんので、ご注意ください。

申請窓口

【担当課】今治市健康福祉部 健康推進課（**今治市中央保健センター**）

今治市南宝来町1-6-1 (☎) 0898-36-1533 (FAX) 0898-32-5511

※各支所でも申請できますのでお問合せください